

新潟トリオモダリティ ミーティング規約

第1章 総則

第1条：名称

本会は、新潟トリオモダリティ ミーティングと称する。

第2条：事務局

本会事務局は新潟大学医歯学総合病院医療技術部放射線部門に置く。

第2章 目的および事業

第3条：目的

本会はアンギオ、CT、MRI の3つのモダリティについて、一つのテーマに基づき同時に議論し、それぞれの領域での技術の向上を図り、会員相互の知識の交流を促進することにより、日常診療と学術の発展に寄与することを目的とする。

第4条：事業

本会はその目的を達成するために、年1回の研究会を開催する。

第3章 会員

第5条：会員

本会への参加は原則としてその資格に制限を設けない。本会の趣旨に賛同した全ての者を、その対象とする

第4章 役員

第6条：種類及び定数

本会に次の役員を置く。

代表世話人	1名
世話人	若干名
監事	1名
事務局代表	1名

第7条：選任等

- (1) 役員は世話人会の了承を得て決定し、任期を2年とする。ただし再任は妨げない。
- (2) 代表世話人、監事、事務局代表は世話人会の互選による。
- (3) 世話人の退任については、代表世話人の了承をえること。
- (4) 役員欠員が生じた場合は、これを選任補充することができる。ただし後任の任期については、前任者の残任期間とする。

第 8 条：世話人会等

- (1) 世話人会は、世話人によって構成され、代表世話人が召集し議長を務める。
- (2) 研究会の内容に関しては、原則世話人会にて決定する。

第5章 総会

第 9 条：構成

本会の総会は、会員をもって構成される。

第 10 条：運営

総会は、毎年 1 回代表世話人が召集し、議長を務める。
総会では、事業報告及び収支決算その他を報告する。

第6章 会計

第 11 条：会費

本会は、研究会開催時に、参加費として 1,000 円を参加者より徴収する。ただし、自然災害等の影響で研究会の内容が縮小された開催された場合においては、役員会での決議により一時的な会費の減額を可能とする。
但し、学生は無料とする。

第 12 条：会計監査

- (1) 本会の運営には、会費その他をもってこれに充てる。
- (2) 監事は会計その他を監査する。
- (3) 本会の収支決算報告書は、代表世話人が作成し、会計監査を経て本会開催の世話人会の了承を受ける。

第 7 章 補則

第 13 条：規約変更

本会規約の変更は、世話人会で検討し承認を得たうえで変更することができる。

付則

本会会則は平成 23 年 12 月 2 日 より施行
平成 25 年 1 月 11 日 一部改訂
平成 27 年 5 月 16 日 一部改訂
平成 29 年 12 月 8 日 一部改訂
令和 3 年 1 月 11 日 一部改訂
令和 5 年 6 月 10 日 一部改訂
令和 6 年 6 月 15 日 一部改訂

会則施行細則

第1章 世話人

- | | | |
|-----------|-------|-------------|
| (1) 代表世話人 | 金 沢 勉 | 新潟大学医歯学総合病院 |
| (2) 世話人 | 加茂 隆太 | 県立新発田病院 |
| | 高田 芳博 | 新潟市民病院 |
| | 野水 敏行 | 富山労災病院 |
| | 松田 直樹 | 長岡中央病院 |
| | 松本 一則 | 魚沼基幹病院 |
| | 宮崎 伊織 | 県立中央病院 |
| (3) 監事 | 水沢 康彦 | 新潟市民病院 |
| (4) 事務局代表 | 能登 義幸 | 新潟大学医歯学総合病院 |

(五十音順)